

鈴木輝二著『EUへの道—中東欧における近代法の形成』

伊藤 知義

1 本書は、中東欧地域における西欧法継受の問題と、社会主義崩壊以降の西欧法の復活の問題を全体的に取り扱っている。「EUへの道」という1つの軸を中心に幅広い時代と地域をまとめようとする野心的な試みであり、類書のない業績である。中世から、啓蒙時代、戦間期、社会主義時代、体制移行期に至る中東欧およびロシアの法文化の流れを一望できるという大変便利な本である。ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、ルーマニア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ウクライナ、スロベニア、セルビア等々の中東欧諸国とロシアという、様々な歴史と伝統を持つ多くの国が考察の対象となっている。ただ、多くの民族、文化、宗教が入り乱れ、それぞれの地域が長い歴史と伝統を有しているので、個々の国や時代に深く立ち入ると全体の見通しが悪くなりがちである。この点で、いわゆる旧社会主義法圏にあっても、ロシア、ウクライナなど旧ソ連邦のヨーロッパ部分を構成する国々と、ポーランド、ハンガリーなど旧ソ連以外のヨーロッパ諸国とに大きな違いがあったこと、その理由、ソ連法に対する米国、西欧、日本の学界の対応、など、かつて存在した社会主義法をめぐる様々な情報をコンパクトに知ることができるという点で、本書はその困難を相当程度克服していると言えよう。

本書の内容は、法制史、憲法、法学教育史、大学史、国際関係、東西経済協力など、きわめて幅広い分野に及んでいるが、評者は、この地域の民法というごく狭い範囲を専門としているに過ぎないので、その観点から、少しばかり気付いたことを指摘したい。

2 現在、この地域は、脱社会主義ないし体制転換の過程にある。その主たる目的は市場経済化、民主主義化にあるが、よく知られているように、19世紀までの「帝国」下での近代化、戦間期の民主化という経験からいって、ロシアと中東欧とは歴史的に大きな違いがあった。中東欧には、本書副題にもあるとおり、近代法の形成がまがりなりにも行われてきたのに対し、ロシアではその動きはほとんど見られなかったという見方が有力である。市場経済、近代社会またはポスト・モダン社会に追いつく過程の出発点が、中東欧ではかつての社会の復活であるのに対し、ロシアでは新たな社会の形成だという見方である。法文化の面でも「1990年代以降の中東欧諸国の法学界は……戦間期において、一定の成果を上げながら中断された法文化の継承性を再評価し、西欧におくれながらも欧州法形成過程に参加している状況に関

心を集中している」(34～35頁)と紹介されているように、それは、当事者においても強く意識されている。市民法の経験の有無あるいはその程度は国によって異なっているので、体制移行期の新興諸国の法文化を検証する際には、戦間期を中心とした西欧法継受の分析が必要である(36頁)。

これを承けて、著者は、第1部で「中東欧における西欧法の継受」というテーマを論じる。この部分が、本書全体の半分以上を占めている。第1部は、西欧法におけるローマ法継受の流れを述べ、ロシア法文化がこの流れと異なっていることを指摘した後、西欧法とロシア法に挟まれる形になる中東欧法の法史を概略する。中東欧といっても、叙述の内容はポーランド法に圧倒的重点が置かれている。ポーランドにおけるローマ法教育、大学の創設、国土分割と外国統治下での大学法学教育といったテーマが論じられる。続いて、中東欧の大国であったオーストリア統治下での中東欧法について、ポーランドを中心に叙述がなされ、ハンガリー法とイリリア地方(現スロベニア)での法文化の特徴を検討する。その後、章を改めて、プロイセン法およびドイツ歴史法学の影響について触れ、カトリック文化圏とは異なるビザンチン文化圏に属するギリシャ法、セルビア法、モンテネグロ法につき中世から近代まで俯瞰し、最後に、第1次世界大戦後の中東欧新興独立国の法典編纂作業を分析する。

この地域の西欧法継受について、これだけまとまった叙述はほかになく、中東欧法といっても特定の地域や時代の研究に視野を狭めがちな評者のような者にとっては、大変有益な内容である。著者は、ローマ法とラテン語の重要性という持論をここでも強力に展開している。およそ近代法、特に民法を実際に適用したり研究したりする場合に、著者の主張に反論する者はおるまい。ただ、敢えて要望を述べれば、著者にはもっと踏み込んでその持論を展開していただきたいかった。

まず、著者自身、カトリック文化圏と比べた場合のビザンチン文化圏の異質性を強調(47頁以下)しているが、ローマ法学とラテン語の伝統を欠くビザンチン文化圏に関するもう少し具体的な分析を読みたかった。上で述べたように、ロシアと中東欧とを区別して分析することは重要であるが、同じ中東欧でも、ポーランド、チェコ等のカトリック圏とルーマニア、セルビア、ブルガリア等のビザンチン圏とでは、宗教面で大きな違いがあり、それがそれぞれの歴史と伝統に色濃く反映している。後者の国々は、ロシアとの共通性も多く有している。本書の対象地域を、カトリック圏中東欧、ビザンチン圏中東欧、ロシアと一応3つに区別できるとして、この3つの法文化のそれぞれの特徴、さらにそれらの異同、関係について、著者は本書のあちこちで触れているが、評者の関心からは、実定法の方法(例えば、ローマ法上の論点など)を用いたより具体的で焦点を絞った比較検討がなされていれば、さらに理解が深まったものと思う。

ポーランド語の資料を豊富に引用している点は、法学者の中では、唯一とまでは言えないものの、特筆すべき特徴である。ポーランドが叙述の中心になるのは、著者の学問的関心・経歴から言って当然であろうが、ポーランドでどこまで中東欧を代表できるかは重要な問題である。同じカトリック文化圏でも、アジア起源のハンガリーやフス戦争を戦ったチェコなどとどこまで同じでどこが違うのか、ビザンチン文化圏の国々の法文化との関係はどうか、

といった点をもっと掘り下げてほしかった（過大な要求かもしれないが）（93頁には簡単な記述がある）。ハンガリーがアウスグライヒにより実質的な独立国となったのに対し、チェコは最後までハプスブルク帝国の一部だったといった違い（132頁）は自明のことであり、そういった国制の違いが具体的な実定法にどのような違いを与えていたかをもう少し知りたいと感じた。

著者によると、戦間期のポーランドでは、自国内だけで、フランス法圏、ドイツ法圏、オーストリア法圏、ロシア法圏の4つの法圏をどのように統合するかが重要な論点だったという（197頁）。例えば、この問題にさらに焦点を絞って、ポーランド一国内だけでも、西歐法圏とロシア法圏との融合がどのように、どんな理由で困難だったかを詳細に分析すれば、中東欧にある伝統の異なる複数の国を比較するよりも、「中東欧における近代法の形成」という問に対し、1つの観点からではあるが、まとまった成果が出たのではないかという印象を持った（叙述が後先になるが、同じことは第2部の土地所有についても言える。著者によれば、土地所有と農業経営の形態について、ポーランドは、ドイツ型の西部、ポーランド型の中部、ロシアの影響を受けた中世以来の東部という3つの地域に区分できるという。261～262頁参照）。

著者自身も指摘しているように、「オーストリア一般民法典は中東欧地域ではもっとも影響力を残した近代法典であることから、その影響力ははかりしれない」（137頁）。その影響力の具体的な分析を各国につきもう少し詳しく行うことも可能だったのではないだろうか。第6章でオーストリア法の、第7章でドイツ法の影響が述べられているが、影響を受ける地域の全体像に力点が置かれているせいか、具体的な実定法上の制度や判例がどうなっていたのかが分からない。フランス民法典、オーストリア一般民法典を軸にして、それらの法典が各国、各地域で、どのように受容されていったか、あるいは各国におけるドイツ歴史法学の影響（ポーランドについては、104頁、123頁などで触れている。168頁以下が詳しいが、歴史法学がある人物に影響を与えたことは描かれているが、それを超えて、中東欧各地域の立法や判例にどのような影響を与えたかについては触れられていない）を明らかにするという切り口も良かったのではないかと愚考する。

著者はビザンチン文化圏についても、1節を立て論じている（178～185頁）。その分量は、ポーランドなどに比べると圧倒的に少ないが、著者の専門を考えればそれも無理はない。ただ、中東欧全体における近代法形成を取り上げると銘打っている以上、もう少し詳細な分析が欲しいところである。

体制移行国の中でロシアとそれ以外とは区別すべきだ、あるいは、ロシアが「中世欧州文化を共有しない法として中東欧法とは異なる特別な法文化タイプとして区別しなければならないであろう」、という主張（52頁）自体は、大江泰一郎氏が夙に強調している所でもあり、目新しいものではない。西歐法や中東欧法の伝統とは異なるロシア法の影響をこの地域がどのように受けたのか、その結果が19世紀の各国法にどう現実化しているか、といった点をもっと掘り下げた分析があれば本書の価値はさらに高まったであろう。

おそらく一般の読者は、本書に登場する国や地域の多さに驚き、これを整理できない状態

に陥るのではないか。例えば、セルビアとスロベニアはここが同じでここが違うとか、チェコとスロバキアはハプスブルク帝国の時代もそれ以降も同じ国を構成していた時期があるが、チェコはオーストリアの影響が強く、スロバキアはハンガリーの影響が強いので、法文化も異なる、といった記述を目にして、余りなじみのない名前が並んで登場する上に、それぞれの相互関係がきわめて複雑なため、目が回る感じになるかもしれない。もちろん、これは著者のせいではなく、本書の対象地域にそもそもそのような複雑さが満ちているためであるが、この複雑さを乗り越えて中東欧法の軸となる視点を提示するのはきわめて難しいことは本書を読んでも感じる。第1部でも、中東欧における近代法形成に関する著者の結論的見解がまとめて語られることはなく、ポーランドの法典編纂委員会の活動の話で終わっていることも、その困難さを示す一例であろう。

第2部は、私的所有権の再生という表題で、中東欧における私的所有権の確立、国有化、再私有化のプロセスを分析する。表題にある通り、社会主義崩壊後の再私有化が中心的論点であるが、著者の言うように、ロシアと中東欧の多くとは歴史的事情が異なっており（226頁）、これが再私有化プロセスでも大きな意味を持つてくるので、社会主義以前の各国の私有化状況が重要な考察対象となる。社会主義化以前に、どこまで近代法形成がなされたかという問題である。

第1章では、第2次大戦後の各国における国有化の進行と社会主義末期の外資導入法について触れられる。第2章では、社会主義崩壊後の私有化、19世紀までの中東欧とロシアの土地所有観念、戦間期の土地改革、第2次大戦後の土地改革の描写がなされる。中東欧の各国で、土地改革の歴史がそれぞれいかなるものであったかについてまとまった知識をここで得られる。しかし、ここでも、中東欧法の近代法形成という観点から、どのようなまとめができるのかについての明確な言及はないようである。西欧法とロシア法の上に位置する中東欧法が、全体としてある特徴を持っているのか、それとも、カトリック文化圏とビザンチン文化圏とで区別されるのか、はたまた、ほかの切り分け方ができるのか、といった問に対する何らかの示唆が示されてもよかったのではないか。

ポーランド、ハンガリー等と違って、旧ユーゴスラビアやルーマニアなどは議会制や市場経済の経験が浅いことを著者は指摘する（265頁）が、それでは、著者の考えによれば、後者の国々は、まさに「今」近代法を形成しているのか。両グループの多くの国で資産返還法が制定・施行されているという点は共通のようだが、ロシアとは異なるその共通性の裏に、法文化の伝統に基づく違いが存在するのか、存在するならそれはどのような違いなのか。これらの点についての明確な言及はないようである。後者の国々は、前者の国々に比べ、政治的安定度が低いと評価されているが、それが近代法形成とどのように関係にしているのかを論じて欲しかった。中東欧における「私的所有権の再生」過程において、例えば、ポーランドでは、もともと形成済みであった西欧「レベル」の近代的私的所有が、社会主義下で抑圧されていたものの脱社会主義過程で復活して現在の独仏と同じ形態で復活したということなのか、それとも、独仏より低い「レベル」で形成されていた近代的所有制度が低いままの形態で復活したということなのか、著者の明確な見解を読み取るのは難しい。

第3章は、再私有化問題の対外的側面というタイトルで、ユダヤ系資産補償問題、市場メカニズムの普遍性、国際法による私的所有権の保護等について論じられている。個々のテーマは興味深い、それらが本書の主題である「EUへの道としての中東欧法における近代法の形成」とどうつながるのかが十分には明確ではない。

第3部は、「資本主義への道：接近と統合」というタイトルで、中東欧諸国の社会主義から資本主義への移行過程を論じる。第1章では、1960年代からのソ連および中東欧の経済改革の流れを追い、その最後で東欧型経済管理体制とソ連モデルとの相違を分析する。この分析において、まさに、近代法形成（または非形成、未形成）の歴史が東欧とソ連（ロシア）の違いにどう影響しているかが議論されるべきであろうが、残念ながらそのような内容にはなっていない。第2章では、中東欧諸国の多くがEUに加盟するために自国法をEU法に合わせて調整しており、それによって中東欧法が欧州法（西欧法）に統合されつつあるプロセス（EUの東方拡大）とその過程で生じている失業問題、移民問題など負の側面を明らかにする。最後に第3章で、米ソを含む国家間関係を中心に中東欧地域の現状と将来を展望する。ここで著者は、「ソ連と比較すると中東欧諸国には、戦前からの旧法が休眠状態とはいえ効力を失わずに存在したことが個人の所有意識という法文化認識として存在した」（324頁）という指摘を農地所有に即してごく簡単に分析しているが、そのような概略的分析にとどまらず、この指摘を各国毎に具体的に検証してもらえれば評者としてはうれしかった。例えば、著者は、このすぐ後で、「ブルガリアでは農地の社会化で協同組合に土地は管理されたが、個人農は土地所有権に基づく地代収入も失っていたが、その場合でもソ連とは異なり、各農民は、法形式上は土地所有権を保持していた」と述べている。それでは、形式的にでも土地所有権を保持していたことにより、実定法上あるいは慣習法上、ブルガリアの個人農がどのような具体的権利義務を農地に対して有したのか、農地をめぐる法的紛争にどのようなものがあったのか、その紛争の解決の際にこの形式的所有権がいかなる役割を果たしたのか、といった点を知ることができればうれしい。

3 以上、本書の内容をごく簡単に紹介した上で、評者の一方的な「希望」を述べてみた。副題の「中東欧における近代法の形成」に余りこだわらなければ、各国がEUへの道をどのように辿ってきたのかを様々な観点から知ることができるという点だけでも十分有用な本である。しかし、著者自身も本書の各所で強調しているように、近代法経験あるいは近代経験の有無がロシアと中東欧法を分けた重要な要素である以上、この副題に沿った分析が本題の分析のためにも不可欠であろう。

著者は、「西欧型の市民法をそれ〔社会主義原理〕に代わる政治社会原理として復活させ」という変革は「西欧市民社会原理を伝統的に継受して、それを普遍的政治、法文化と認識する思考に支えられていたので、歴史的に西欧文化圏に属する、ポーランド、チェコ、ハンガリーなどの社会においてより明白な方向が示されていた」と述べる（346頁）。しかし、本書の趣旨から言って、より重要なのは、ポーランド等が西欧市民法原理を復活させる方向で変化していること自体ではなく、現在のポーランド等の法、法文化がドイツ、フランスな

どの「真正の」西欧法と同じなのか違っているのか、違っているとすれば、どのように、どういう理由で違っているか、ではないか（同じ西欧法に属していても、例えば、フランス法とドイツ法との間に現在でも様々な違いがあることは当然の前提である）。著者も言うように、中東欧諸国は近代法経験が短いから（344頁）おそらく違いはあるはずである。社会主義化以前に西欧諸国と異なる近代法形成（未形成）の伝統を持つこれらの国々が、社会主義体制中に近代法の形成を成し遂げたのでない限り、短い脱社会主義化の過程の中で、西欧法圏の対等なメンバーに変身できたとは考えづらい。「経済活動の単一市場を目指してのボーダーレス化、技術発展にともなう情報と人と物の流動性はかつて国民国家が構想された時代には想像できないスケールのグローバルな展開を示している」（349頁）とはいっても、それにより社会や人の考え方が全社会的なレベルで数年のうちに一挙に変化するといった事態がこれらの国で生じているのか否かは、別途検証を要する問題である。中東欧法と西欧法との間に存在する違いを前提として、上記引用文の「明白な方向」の具体的提示とその分析がもっと行われていれば、より明確な中東欧法像が描けたのではないか。EU法への統合を事実上強制する大きなうねりの中で、中東欧法が西欧法と急速に一体化する過程にあることは疑いないが、形式的な法文の一致が法実務でどの程度の実効性を有しているのか、また、その一体化の過程の中で、いかなる軋轢や紛争が生じているか、といった点についても考察が必要であろう。さらに、同じ中東欧圏でも、カトリック、プロテスタントの宗教文化に属していない国々については、この問題につきいかなる指摘ができるのかも、知りたい。

もちろん、著者の問題関心と評者の問題関心が同じでないことは当然であるし、著者の関心に照らして著述はなされるのであるから、上記の要望は全くの的外れだという回答が著者からは返ってきそうである。他人に注文を付けてばかりいないで、評者こそ自らの要望に応じた仕事をせよ、とのお叱りを受けるかもしれない。しかし、ここで述べたコメントは、本書に対する批判ではなく、あくまでも評者の個人的要望に過ぎない。

日本の中東欧法研究者の層は非常に薄い。日本法の母法でもなく、歴史的・経済的に日本と関係が深いわけでもないためか、きわめてマイナーな分野にとどまっている。研究者が少ないために、入手できる情報も少なく、先行研究を礎にして自分の研究を深めるという当然の作業も難しい。そういった困難の中で、長年にわたりこの分野で発言を続けてきた著者の研究成果を纏めたものが本書である。日本からは遠い地域だが、西欧の周辺にあって西欧法を継受して近代化を目指さざるを得なかったという点で、中東欧法は日本法と共通しており（もちろんこれは他の非西欧地域にも当てはまることだが）、中東欧法研究に対してもっと多くの注意が払われるべきである。本書では、英語、ポーランド語のほか、ドイツ語、フランス語、チェコ語、セルビア語、スロベニア語等の原語による文献が数多く参照され、著者の語学能力の高さ、守備範囲の広さが窺い知れる。著者の引用するポーランド語文献を利用できる法学研究者は日本にはほとんどいないだろうが、紹介されている邦語文献、英語文献は、さらに研究を深める手がかりとなろう。本書を手がかりとして、多くの読者が中東欧法研究に一層の関心を持つようになることを願いたい。

（尚学社、2004年4月刊、391頁、本体定価4,000円）